

# 企画競争実施の公示

令和2年7月3日

近畿地方整備局長

井上 智夫

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

## 1. 業務概要

- (1) 業務名 ミズベスクール企画運営支援業務  
(2) 業務内容

本業務は、“河川空間のオープン化”、“かわまちづくり支援制度”及び“ミズベリングプロジェクト”をはじめとした水辺の賑わい創出に興味のある一般住民、民間事業者、河川管理者及び自治体職員が、水辺の賑わい創出の取組みを進めるために、必要な制度の理解や課題解決技術の習得、人間関係の構築を行うことを目的にミズベスクールを企画し、運営及び広報の支援を行う業務である。

主な業務内容は以下のとおりである。

- 1) 企画内容検討
  - ① 計画準備
  - ② 企画立案
- 2) 企画の運営支援
- 3) 広報支援
- 4) 一般向けレポート制作
- 5) 報告書作成

(3) 履行期限 令和3年3月12日

## 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度または令和1・2・3年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。
- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 配置予定技術者に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成22年度以降に完了した業務（再委託による業務実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。

同種業務：国の機関又は地方自治体、特殊法人等(注1)が実施する「河川事業に関する意見交換会、講演会等の広報催事」の企画及び運営支援に係わる業務。

類似業務：国の機関又は地方自治体、特殊法人等(注1)が実施する「公共事業に関する意見交換会、講演会等の広報催事」の企画及び運営支援に係わる業務。

(注1) 特殊法人等とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第1条で定める法人に加え、国土交通省所管のその他の独立行政法人及び地方公共法人日本下水道事業団をいう。

- (5) 近畿地方整備局長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和2年3月31日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「令和2年3月31日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

### 3. 手続等

#### (1) 担当部局

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館  
近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第一係

電話06-6942-1141 FAX06-6943-7834

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和2年7月3日から令和2年7月15日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9時30分から16時00分まで

場所：3.(1)と同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は3.(1)に問い合わせること。

#### (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和2年7月15日16時00分

場所：3.(1)と同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無 無

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があつた場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。